

福島空港定期路線誘客支援事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 福島空港利用促進協議会（以下「協議会」という。）は、福島空港定期路線の利用拡大及び定期路線を利用した旅行商品の造成を促進するため、国内定期路線を利用した福島県への誘客を行う事業者（以下「事業者」という。）に対し、福島空港利用促進協議会補助金交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の対象及び補助額)

第2条 補助金は、別表に掲げる国内定期路線による誘客について、同表に定める事業者に対して交付するものとし、その額は同表に定める額とする。

2 消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外する。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書は、第1号様式によるものとし、その提出期限は、運航する15日前までとする。

2 申請書に添付すべき書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 所要額調書
- (3) その他参考となる資料（旅程表等）

3 申請書及び申請書に添付すべき書類の部数は、1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第6条第1項に規定する交付の条件は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に従うこと。

(申請を取り下げることのできる期日)

第5条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、交付の決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(変更等の承認申請)

第6条 規則第9条第1項の規定に基づき、承認を受けようとする場合は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を提出しなければならない。

2 規則第9条第1項第1号の別に定める軽微な変更は、補助額の増額を伴わない2割以内の変更とする。

(完了報告)

第7条 補助金交付の決定を受けた補助事業者等は、当該事業が完了したときは、速やかに福島空港定期路線誘客支援事業完了報告書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について会長の承認を受けた場合においては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 精算額調書
- (3) 最終旅程表
- (4) 最終参加者リスト
- (5) 宿泊領収書等（宿泊したことの証明書）の写し
- (6) 振込口座の通帳写し

(補助金の交付の請求)

第9条 補助金交付の決定を受けた補助事業者等は、福島空港定期路線誘客支援事業補助金交付請求書（第5号様式）を速やかに提出しなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業等の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

第1欄（補助対象事業者）	第2欄（対象経費）	第3欄（補助額）
<p>福島空港国内定期路線を利用した旅行商品を造成・催行する以下のいずれかの事業者。</p> <p>1 一般財団法人日本旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>2 一般社団法人全国旅行業協会に加盟している旅行会社</p> <p>3 1又は2の条件を満たす複数の旅行会社により構成される団体等</p>	<p>福島空港国内定期路線利用旅行商品で、以下の条件を満たす誘客。</p> <p>ただし、旅行の催行において、悪天候または空港に起因する事由により、予定された空港とは別の空港での離発着となった場合は、当初予定されていた空港での離発着があったものと見なす。</p> <p>なお、福島県の委託事業による旅行商品での誘客については、補助対象外とする。</p> <p>① 伊丹路線又は新千歳路線による福島県への誘客（福島IN又は福島OUT）であること。</p> <p>② 県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。</p>	<p>補助対象要件を満たす誘客について、1名当たり、2,000円を補助額とする。</p> <p>なお、1事業者あたり300,000円を補助額の年間上限額とし、予算の範囲内で助成する。</p>

※乳児や、宿泊料金が発生しない子供については、補助対象外とする。